

国民優生法と障害者の人権 (第2報)*

平田 勝政**

The National Eugenics Act and The Human Rights of Persons with Disabilities (2)

Katsumasa HIRATA**

1. 研究の目的・方法・倫理的配慮

筆者は、近現代日本における「障害者の人権」の発展史を優生学の思想・運動・政策との関連で解明するという課題意識をもって、不十分ながらも①明治・大正期における人権思想の生成・発展と到達点¹⁾、②1930年代の地方優生運動の展開による優生主義的障害者観の普及と人権の後退²⁾、③1950年代の優生保護法による人権侵害の事例検討³⁾、④1960年代の優生思想の克服をめざす人権思想の創造⁴⁾、などについての研究成果を発表してきた。

本研究は、解明作業が遅れている上記②と③の間に位置する1940年代における国民優生法の障害者の人権への影響について、特に1938年厚生省誕生後の同省予防局優生課による優生政策(=国民優生法の準備・実施)の地方への波及・浸透過程に注目して事実関係を明らかにし、今後の研究の手がかりを得ようとするものである。

分析の対象となるのは、(1)1939年4月開催の優生断種制度準備調査打合せ、(2)1939年6月3日の精神病家系調査指令、(3)1940年5月1日公布の国民優生法、(4)1940年6月下旬～7月上旬開催の国民優生法講習会(講習日程1940.6.28～7.4)、(5)1940年8～10月の国民優生法実施準備に関する協議会・講演会、(6)1941年7月1日施行の国民優生法、(7)1941年10月の国民優生法施行講習会の7点に関する地方新聞の報道とその内容である。

本研究は、上記(1)(2)を整理・検討した第1報⁵⁾の続報(第2報)として厚生省予防局優生課と地方衛生課との接点を確認できる上記(4)(5)を中心に優生政策・優生思想の地方浸透過程を検討していく。

なお、人権尊重の立場から今日不適切語となっている「精神薄弱」「癩」など登場するが、以下の本文では、歴史的用語として使用することをお断りしておく。

2. 1940年6～7月の国民優生法講習会の開催

1940年5月の国民優生法の公布をうけて、厚生省予防局は、その1年2か月後の施行(1941.7.1)に向けて本格的な準備に入った。それが分析対象の上記(4)(5)である。

まず(4)については、「芸備医事」第525号(1940年6月)が「国民優生法講習会」の見出しでその開催案内をしている。記事は、案内の冒頭で「厚生省では先程公布された国民優生法の運営を遺憾なくなからしむる為、来る六月二十八日より一週間各府県の技術官を招集の上優生講習を開催する予定である。」と記し、「日程」「講習課目」「講師」「会場」等が下記のように予告された。

〈講習日程〉1940.6.28～7.4(6.29-29,7.4が厚生省、6.30～7.3が日本医師会館)

〈講習対象〉道府県の技術官

〈講習内容〉

- ①優生行政(高野予防局長)
- ②国民優生法解説(床次優生課長、田中事務官、青木技師)
- ③基礎遺伝学(東大講師・岡徹)
- ④遺伝衛生(厚生技師・古屋芳雄)
- ⑤遺伝性精神病(東大教授・内村祐之)
- ⑥遺伝性精神薄弱(東大教授・内村祐之)
- ⑦遺伝性病的性格(東大講師・吉益脩夫)
- ⑧遺伝性盲、聾、其の他身体疾患(公衆衛生院教授・川上理一)
- ⑨遺伝性畸形(公衆衛生院教授・川上理一)
- ⑩遺伝性神経病(慶大教授・植松七九郎)
- ⑪女子不妊手術(慶大教授・安藤画一)
- ⑫男子不妊手術(全生病院長・林芳信)

講習の実際や具体的内容は不明であるが、ここでは、特別支援教育対象者との関係に注目して遺伝性の「精神薄弱」を内村祐之が、「盲」「聾」「畸形」を川上理一が担当していることを確認しておきたい。また「男子不妊手術」は林芳信全生病院

* Received January 31, 2024

** 鎮西学院大学 現代社会学部 社会福祉学科 Faculty of Contemporary Social Studies, Nagasaki Wesleyan University, 1212-1 Nishieida, Isahaya, Nagasaki 854-0082, Japan

表2 国民優生法実施準備協議会・講演会の日程・内容等一覧

一. 開催期日、場所及参加道府県名	開催期日	開催地名	参加道府県名
	8月31日	福岡	福岡・長崎・大分・佐賀
9月2日	熊本	熊本・宮崎・鹿児島・沖縄	
9月16日	岡山	広島・岡山・山口・鳥取・島根	
9月18日	愛媛	愛媛・香川・徳島・高知	
9月24日	北海道	北海道	
9月27日	宮城	宮城・青森・岩手・秋田・山形・福島	
10月7日	新潟	新潟・長野	
10月9日	石川	石川・富山・福井	
10月21日	愛知	愛知・静岡・三重・岐阜	
10月23日	京都	京都・滋賀・奈良	
10月24日	大阪	大阪・兵庫・和歌山	
期日不明	(厚生省)	上記以外の府県(茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・警視庁・東京・神奈川・山梨)	
二. 出席者	県衛生課長・県社会課長(又ハ代理者)・地方裁判所判事及検事各1名、公立及代用精神病院長(公立ナキモノハ私立精神病院代表者)、保健所長、官立大学長(精神科、産婦人科、内科、外科、其他関係教授(遺伝学を含む))、県医師会長、刑務所長又は保健所長(技師)、総合病院長(公立又は日本赤十字社病院等)、少年教護院長、盲啞学校長、方面委員代表、その他国民優生法施行に特に関係を有する者を網羅せらるること		
三. 協議事項	1. 国民優生法逐条説明及質疑の件、2. 優生手術該当遺伝性疾患患者調査の件、3. 診療録整備に関する件、4. 優生思想啓発に関する件、5. 優生結婚指導に関する件		
四. 指示事項	1. 遺伝性疾患患者調査に関する事項、2. 地方優生審査会の構成に関する件、3. 国民優生法第5条の命令を以て定める医師に関する件、4. 優生手術実施に関する事項		

注)「内務厚生時報」第5巻第10号(1940年10月)の彙報欄(31~32頁)より作成

長が講習を担当しており、しかも林院長は同時期に下記の論文も発表している。

①男子優生手術の解説「通俗医学」1941年11月号,pp.59~64

②男子優生手術の予後「精神と科学」第16巻第2号,pp.43~48,1942年2月

上記①は「通俗医学」編集部の依頼に応じて執筆されており、林院長を通してハンセン病療養所における「大正四五年」(=1915-16年の光田健輔前院長手術開始)以降の「千数百例」の断種手術の経験(技術)が国民優生法による不妊手術(男子)に活用され、その先駆となっていたことが確認できる。

3. 1940年8~10月の国民優生法実施準備に関する協議会・講演会の検討

次に(5)の「国民優生法実施準備に関する協議会講演会」を整理・検討していく。その開催案内は「内務厚生時報」第5巻第10号(1940年10月)の彙報欄に掲載されており、整理すると表2(第1報の表1に続く)のようになる。特別支援教育と

国民優生法との関係で注目すべきは、協議会の出席者対象に「盲啞学校長」が明記されていることである。

以下、全国11会場の道府県民(新聞読者)が目にした地方紙の報道記事内容を開催順に確認していきたい。

(1) 福岡会場(1940.8.31)

福岡県の地方新聞「福岡日日新聞」「九州日報」は、福岡会場の模様を次のように報道している。

○協議会や展覧会で優生法実施に備ふ、来る三十一日四県の権威者が福岡県警察部に会合「福岡日日新聞」第20465号(3面)1940.8.23

「悪疾遺伝を防止し優生結婚を奨励して戦時下の日本から悪疾を一掃し国民の体位向上を図ろうとする国民優生法は既に議会を通過し本年四月に公布を見ていよいよ来年四月から実施されることになり当局では之が実施に先立って国民の優生思想を啓発すべく各種の催しを行っているが、これから立案する優生法の細則を練るため地方の専門家の意見を聞くと共に本省の腹案を伝へ一方今後の宣伝方策を協議すべく本月

三十一日厚生省床次優生課長らが来福し福岡県警察部四階会議室に福岡、佐賀、長崎、大分四県の権威者が集合して国民優生法に関する協議会を開催することになった。

当日は四県の衛生課長、社会課長、裁判所判検事、大学精神科、婦人科、内科、外科、精神病科の各教授、県医師会長、精神病院院長、刑務所長又は刑務所保健技師、感化院長等約六十名の斯界のエキスパートを網羅した関係者が集まり午前九時から協議を行ふ筈で同夜七時から福岡市記念館で講演会を開き床次優生課長、九大下田精神科教授らが演壇に立って大衆に呼びかけることになっている。なほ福岡県衛生課主催の優生展示会は本日一日から十六日まで第一回を久留米市で開催して十七万人の入場者があったが更に本月三十日から九月八日まで大牟田市松屋で、九月十三日から十九日まで福岡市〇〇で開催することになった。」

ここでは、福岡会場の現地講師を下田光造（九帝大教授）が担っていることを確認しておきたい。その他に福岡県民は、詳記しないが下記の記事も目にした。

- 優生法の実施方法内容を検討、昨日九州北部ブロック会議で「福岡日日新聞」第20474号（3面）1940.9.1
- 優生法、実施を前に福岡県で四県協議会「九州日報」第17960号（2面）1940.8.31

（2）熊本会場（1940.9.2）

熊本県の地方紙「九州日日新聞」「九州新聞」は、熊本会場の模様を次のように報道している。

- 優生法実施の四県ブロック会議、けふ熊本県庁にて「九州日日新聞」第19307号夕刊（2面）1940.9.3【写真入】

「近く実施される断種法即ち優生法実施協議の熊本、鹿児島、宮崎、沖縄四県のブロック協議会は熊本県衛生課主催で二日午前十時から県正庁で開催された、地元から雪澤知事、蜂須賀衛



生課長等、厚生省から床次優生課長、青木技師、外部から黒澤熊本医大学長、玉利次席検事及び鹿児島、宮崎、沖縄各県衛生課長、社会課長、精神病院長等四十余名出席し、先づ雪澤熊本県知事の挨拶、床次厚生省優生課長並に青木技師の優生法実施及び法の精神並に断種の方法に就て詳述した後、質問応答をなし、同法の実施後の措置運行を協議し所期の目的をあぐべく申し合せ同日午後三時過ぎ散会した（写真は優生法実施協議会）」

その他に熊本県民は、下記の報道を目にしている。

- 優生法の講演会、昨夜公会堂で「九州日日新聞」第19307号（7面）1940.9.3
- 婚期を早めませふ（安井洋談）「九州日日新聞」第19308号（4面）1940.9.4
- 床次優生課長、療養所視察「九州日日新聞」第19308号（8面）1940.9.4
- 優生法実施準備九州地区協議会「九州新聞」第12341号夕刊（2面）1940.9.3

（3）岡山会場（1940.9.16）

岡山県の地方紙「合同新聞」は、岡山会場の模様を次のように報道している。

- 優生法協議、岡山市で中国ブロック会議「合同新聞」第20744号夕刊（2面）1940.9.17

「厚生省主催の国民優生法実施準備に関する中国地方ブロック会議を十六日午前九時半から岡山県会議事堂で開き厚生省から鈴木事務官青木技師、岡山県から豊島警察部長、村山衛生課長以下係官、清水岡山医大学長以下各教授、藤原県医師会長および関係者、喜多島広島県衛生課長、松本山口県衛生課長、早川島根県衛生課長、熊野鳥取県衛生課長以下関係者約百名出席。

宮城遙拝、黙祷の後、鈴木厚生事務官、豊島警察部長の挨拶があつて国民優生法に関し鈴木事務官青木技師らから逐条説明があり、

優生手術該当遺伝性疾患患者調査、診療録の整備、優生思想の啓発、優生結婚の指導などにつき指示、協議を重ね午後三時終了、同三時半から青木厚生技師、林岡山医大教授の講演があつた。」

ここでは講演会の現地講師を林道倫（岡山医科大教授）が担っていたことを確認しておきたい。

（4）愛媛会場（1940.9.18）

愛媛県の地方新聞「海南新聞」は、愛媛会場の

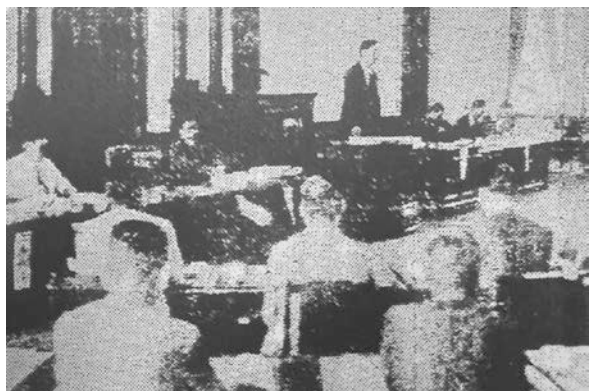
模様（協議会・講演会）を次のように報道している。

○優生思想の啓発、新法実施で四国ブロック会「海南新聞」第20522号夕刊（2面）1940.9.19
【写真入】

「国民生活と民族発展上至大の関係を有する国民優生法は愈々明年一月より実施されることとなり、厚生省主催の国民優生法実施に関する四国四県ブロック会議を十八日午前九時から県議事堂で開き厚生省からは

鈴木事務官、青木技師、愛媛県からは外山総務部長、村田衛生課長、大島社会課長以下係官、松山地方裁判所長山口検事正、片山検事、杉本判事、岩本松山刑務所長、有泉松山脳病院長、柴田今治脳病院長、其他医師会長、学校長、病院長、保健所長等、香川県からは鯛瀬衛生課長其、保健所長判検事、医師会長等、徳島県からは八十島衛生課長以下関係者、高知県からは加藤衛生課長其他同様関係者数十名出席

宮城遥拝、黙祷の後鈴木厚生省事務官、外山総務部長の挨拶があつて国民優生法に関し鈴木事務官、青木技師らから逐条説明があり優生手術該当遺伝性疾患患者調査、診療録の整備、優生思想の啓発、優生結婚の指導などにつき指示、協議を重ね午後三時過ぎ終了（写真同協議会）」



○優生法講演、今夜市庁階上で「海南新聞」第20522号夕刊（3面）1940.9.19

「なほ午後七時からは松山市庁ホールにおいて鈴木事務官の『優生法について』青木技師の『優生結婚について』林岡山医大教授の『遺伝と精神病』と題する一般に対する国民優生思想啓発講演会が開催された」

愛媛会場では講演会の現地講師を岡山会場と同様の林道倫が担っており、林岡山医科大教授が中四国への優生思想啓発に一役買っていたことを確認しておきたい。

その他に下記の記事も掲載しており、愛媛県の報道と取り組みには積極性が見られる。

○司法保護事業と優生法の關聯性、今治の一医師が研究に努力「海南新聞」第20524号夕刊（2面）1940.9.21

○優生法講習「海南新聞」第20532号夕刊（3面）1940.9.29

（5）北海道会場（1940.9.24）

北海道会場（札幌）の様子は、目下のところ北海道の地方紙「小樽新聞」が、次のような予告報道をおこなっており、協議会・講演会開催の動きが確認できる。

○優生審議会、各代表を集めて活躍「小樽新聞」第15969号（3面）1940.9.19

「劣悪な遺伝を断種し国民素質の向上をはかり戦時下における人的資源の確保を期し愈々明年七月から国民優生法が実施される。道庁衛生課ではその唯一の方法たる断種と優生結婚奨励の認定或ひは判定機関として北大医学部教授、判検事、刑務所長、札、樽、函三精神病院長、各総合病院長、道立保健所長、方面委員代表、道会議長等凡ゆる角度の代表を網羅した北海道地方優生審査会を結成する事となり、第一回協議会を来る二十四日午前九時から札幌市衛生会館で開催、引続き午後三時から同市公会堂で厚生省床次優生課長、清水衛生課長の講演会を開きこれが趣旨の徹底を期する事となった。」

（6）宮城会場（1940.9.27）

宮城県の地方新聞「河北新報」は、宮城会場（仙台）の様子は（協議会・講演会）を次のように簡潔に報道している。

○国民優生法協議、東北ブロック会議開く「河北新報」第15737号夕刊（2面）1940.9.28

「【仙台】国民優生法東北ブロック会議は二十七日午前九時から仙台市公会堂で開かれた、厚生省から床次優生課長、大橋厚生技師、東北帝大医学部の丸井教授、東北六県の各衛生課長、医師会長、裁判所判検事その他病院長、刑務所長、方面委員等約百名出席

国民優生法の逐条説明及び質疑、優生施術該当遺伝性疾患患者調査、診療録整備、優生思想啓発、優生結婚指導

等について協議した、同夜七時から一般のため講演会を開くが講師及び演題は次の通り

◇精神異常と遺伝 丸井清泰

◇民族毒と優生 大橋政雄

◇優生結婚に就て 床次徳二

宮城会場では講演会の現地講師を丸井清泰（東北帝大教授）が担っていたことを確認しておきたい。

（7）新潟会場（1940.10.7）

新潟県の地方紙「新潟新聞」は、新潟会場の模様（協議会・講演会）を次のように詳細に報道している。

①“国民優生法”準備策、県審議会を設置研究「新潟新聞」第21375号（1面）1940.10.8

「実施期いよいよ迫るとともに民族的な重大関心を寄せられつつある「国民優生法」の本県における準備協議会は昨日午前十時から県庁高等官食堂に厚生省から鈴木厚生事務官、大橋厚生技師の両氏、県側から篠山警察部長、岡学務部長、池衛生、○川社会両課長、刀圭界から本島医大学長始め、中村、中田、横田、赤塚四教授、布川県医師会長、多々見日石病院長、益子新潟、天野高田両脳病院長、荻野、神谷（竹山）高橋（高田）森川（知命令堂）、竹内（小千谷）佐野（佐渡医療組合）小原（上越同）藤波（○南同）宮内（小千谷郷同）○浦（蒲原同）の各病院長、その他各斯界の権威約五十余氏出席の下に開催され、左の諸案件につき種々協議を重ねたが全国に約三十万人の該当者ありと称される同法案の実施にいよいよ期待と注目の度が深められた譯で近く本県もこれが審査会を設置される予定である

一、国民優生法逐条説明及び質疑の件

二、優生手術該当遺伝性疾患患者調査の件

国民優生法は来年七月一日より実施の予定なるを以て今日より該当遺伝性疾患者につき大体的見込みを樹て実施に際して運用の円滑を期せられたきこと

三、診療録整備に関する件

遺伝性疾患の記録につき診療録を整備せられたきこと、少なくとも四親等以内の血縁者就中両親、同胞、子供、伯叔父母祖父母につき健否を問はず個々に出生年月日（又は満年齢）を、死亡せるものには死亡年月日、死因を、疾病、異常にかかりたるものにはその病名を記載しおく様務められたきこと

四、優生思想啓発に関する件

国民優生法の実を挙ぐるには優良健全なる多数の子女を育成し国家に奉公するの優生思想を広く涵養するを最も緊要なりとせらるるを

以て総ゆる機会に之が思想啓発に努められたきこと

五、優生結婚指導に関する件

優良健全なる子孫を得るにはまづ結婚より健康なるを絶対に必要とするを以て個々の結婚を優生学的に指導し健全者の結婚産児を積極的に奨励する様務められたきこと

（8）石川会場（1940.10.9）

石川会場の模様は、石川県の地方紙「北国毎日新聞」が次のように写真入りで報道している。

①優生準備の打合せ、けふ三県関係者間で協議【写真入】「北国毎日新聞」第17168号夕刊（2面）1940.10.10

「時局人的資源の涵養と体力向上が叫ばれている折柄国民各層に特に関心が持たれている国民優生法はいよいよ十六年七月一日から実施されることとなりその準備対策として九日午前九時から石川県会議事堂で石川、富山、福井の三県関係者約五十名がつどひ準備協議会を開いた。

出席せるは厚生省より鈴木事務官、大橋厚生技師をはじめ福井県側より山口衛生課長、柳社会課長代理、富田代用精神病院長代理、佐野勝山保健所長、児玉衛生技師ほかに関係病院長、富山県側からは平山衛生課長、按田県属ほか関係病院長、石川県よりは金澤地方裁判所長代理六鹿判事、検事正代理木下検事、荒巻金澤刑務所長、辻本医師会長、柿下金澤病院長、澤野市長ほか関係各部課長ら出席、

まづ安田警察部長から開会の挨拶あつて直に協議に入り、一、優生手術該当遺伝性疾患患者調査の件、一、診療録整備に関する件、一、優生思想啓発に関する件、一、優生結婚指導に関する件などについて種々質疑応答をなし同法実施に際しての運用円滑を誓って午後四時頃協議会を終了した。なほ夜七時から市公会堂において厚生技師大橋政雄氏の「民族毒と国民優生」また厚生事務官鈴木菊男氏の「優生結婚について」と題する講演がそれぞれ行われる（写真は同協議会にて）」



（9）愛知会場（1940.10.21）

愛知会場の模様は、愛知県の地方紙「名古屋新聞」「新愛知」の両紙が質・量ともに他会場にはない積極報道をおこなっている。

まず「名古屋新聞」の報道から見ていく。

○優生法の手廻し、東海四県の大評定「名古屋新聞」第16042号（3面）1940.10.22

「国民優生法（断種法）が明夏七月一日から実施されるので愛知、三重、岐阜、静岡四県では実施準備の協議会を二十一日朝十時から愛知県正庁で開催

厚生省から予防局長高野六郎医博、鈴木事務官、石橋技師らに、地元側名大教授杉田直樹医博、名古屋検事局松本検事、名古屋地方裁判所瀬古判事、黒田愛知県医師会長、玉木同衛生課長以下井手静岡、安原岐阜、山本三重衛生課長ら学界、司法保護各県市関係者代表百余名参集

玉木衛生課長の挨拶、高野予防局長、鈴木事務官の解説、質疑応答につき適用患者の調査、診療録の整備、優生思想普及方法、優生結婚指導等につき審議午後三時散会した。」

続いて同日同号の「名古屋新聞」は、別面に高野六郎予防局長の談話を掲載している。

○健全な心身を百代に遺す国民優生法（厚生省予防局長高野六郎）「名古屋新聞」第16042号（5面）1940.10.22

「◇…注目の国民優生法（断種法）は明年七月一日から実施される、悪質な遺伝性疾患素質者の増加を防遏し国民素質の再組織をめざす優生法とは？二十一日愛知県正庁に開かれた愛知、三重、岐阜、静岡四県の優生法実施準備協議会に臨んだ厚生省予防局長高野六郎医博に「優生法第一課」をきく

◇…一民族、一国家の人口を減少させる究極の最大原因は戦争でなければまた悪疫でもない、実にその民族、その国民が経済的理由により、或は享樂的理由によって行ふ人為的な産児制限にあることは史家が等しく認めるところだ、例をギリシアにとってもこれを実証している。当時の史家は詳細に人口減退を記述し人為的産児制限を慨嘆している、だからその悪弊の甚だしからざる中に対策を樹立する事は国家永遠の発展からみた緊急事といはねばならない

◇…悪体質のものが殖え健全者が漸減するといふ逆現象が何世代も続くときは一国の人口構成は転倒して国民の優良健全分子は悪質分子に圧

倒されてしまふ、悪貨は良貨を駆逐するグレシヤムの法則は人類にも適用されて国家は累卵の危機に瀕することになるからここに国民素質の向上と人口の増加とをめざす国民優生法の生まれなければならぬ理由がある

◇…従来の保健衛生の諸施設或は体力向上に関する諸方策は環境を改善して国民健康の維持増進を図らんとしているが、真に健康の維持増進と体力の向上を期するには環境改善だけでは永遠の目的を達することはできない、その健全な心身をその人一代限りとせず、子孫に遺伝して次の国民の先天的素質としなければならぬ、これに基礎を置いた新たな方策が優生法であるから国民は健全者の産児制限思想を打破し健全な子女を養育して豊国の思想を強調するため同法に協力して人口増加の助長を期することが大切だ
厚生省予防局長

高野六郎氏」

愛知県を代表する地方紙「新愛知」も同様記事を下記のように報道している。

○国民優生法実施打合せ「新愛知」第17675号夕刊（2面）1940.10.22【写真入】

○優生法の意義、聴衆に徹底、ゆうべの講演会盛況「新愛知」第17675号（3面）1940.10.22

「名古屋新聞」にはない「新愛知」の積極報道の特徴は、玉木緝熙（愛知県衛生課長）が「民族優生について」と題して優生思想啓発記事を下記のように13回連載していることである。

○民族優生について①～古代スパルタで行われた優生法～「新愛知」第17675号（4面）1940.10.22

○民族優生について②～優生学の始まり～「新愛知」第17676号（4面）1940.10.23

○民族優生について③～独逸の民族衛生～「新愛知」第17677号（6面）1940.10.24

○民族優生について④～国民体位向上も～「新愛知」第17678号（6面）1940.10.25

○民族優生について⑤～犯罪者の多くは～「新愛知」第17683号（6面）1940.10.30

○民族優生について⑥～正しい考え方を～「新愛知」第17684号（6面）1940.10.31

○民族優生について⑦～恐るべき民族毒～「新愛知」第17685号（4面）1940.11.1

○民族優生について⑧～多産奨励の要点～「新愛知」第17689号（4面）1940.11.5

○民族優生について⑨～隔離と健康結婚～「新愛知」第17690号（4面）1940.11.6

- 民族優生について⑩～健康結婚の制度～「新愛知」第17691号（6面）1940.11.7
- 民族優生について⑪～悪質遺伝防止に～「新愛知」第17692号（4面）1940.11.8
- 民族優生について⑫～不妊方法として～「新愛知」第17696号（4面）1940.11.12
- 民族優生について⑬～民族優生と断種～「新愛知」第17697号（4面）1940.11.13
連載の締めとして、下記の杉田直樹のインタビュー記事も掲載されている。
- 精神病学にも流行理論あり～名帝大杉田博士に聴く～「新愛知」第17701号（6面）1940.11.17
愛知県は、地方優生運動においても、無頼県運動においても、非常に活発であったことが確認できる⁶⁾。

(10) 京都会場（1940.10.23）：京都・滋賀・奈良
京都会場の模様（協議会・講演会）は、地方紙「京都日出新聞」が次のように報道している。

○断種は約卅萬、関西初の断種法講演行脚に入洛の高野予防局長「京都日出新聞」第19311号（3面）1940.10.24

「愈々来年七月から国民優生法が実施されることとなるので府では廿三日午前九時から準備協議会を開くと共に同夜午後七時半から洛東華頂会館で優生講演大会を開催するがこれが出席のため入洛し関西初の断種法第一声を挙げる厚生省予防局長高野六郎氏は精神学児童院関係者九十名と準備協議終了後警察部長室で該法実施に就いて次のごとく語った。

国民優生法所謂断種法なるものは画期的な法律でありまして世界の大勢が人口問題に力を尽さねば困るといふのでさきにドイツでは一年に五万人も断種したのであります、我が国には専門家の見る処によれば大体卅万人は実施せなければならぬといはれています、国家の存亡は国民にあり、この国民が一人一人立派なものであれば結構ですが変質、不具、その他見世物に出るような忌はしいものが遺伝により或は疾病等から国力を減退するので質と量をどうしても国が統制致さねばならなくなったものですから、この珍らしい法律が生まれたのです、今日はその実施のための打合せや準備で遅く来年七月から行はれると思はれます、断種の方法としては任意、申請、強制の三種があり、家庭や社会のためにどうしても施さなければならぬ人は遺伝研究家、裁判所判検事、精神病等各専門家が

が中央、地方の優生委員となり遺伝に依って国家社会の為にならぬと審査した結果地方長官の指定に依って行ふのである、輸精管、輸卵管をストップするだけで手術は大したことがない、費用は国費として資力があるもののみは別だが男は二日間程、女は十日間程で終る至極簡単なのだが中には無分別なものが面白半分に飛出すらしいので審査員が余程の注意を要するのと必要な者が逃避する惧れがあるので今後も正しい認識を培養する為に講演するのだと語ったが高野予防局長は同夜午後七時半知恩院山内華頂会館にて『優生結婚に就て』と題する講演の後廿四日は大阪、兵庫、和歌山の三府県を併せた講演会に出席する」

(11) 大阪会場（1940.10.24）

大阪会場での開催は、「大阪朝日新聞」が次のように報道しており、確認できる。

○優生法実施準備協議会「大阪朝日新聞」第21206号（7面）1940.10.25

「戦時下の民族発展、人的資材の向上をはかる国民優生法がいよいよ来年七月一日から実施されるので厚生省では二十四日午前九時から大阪軍人会館で大阪、兵庫、和歌山三府県の権威を集めて実施準備協議会をひらいた。」

「大阪毎日新聞」も次の記事を掲載している。

○手術範囲拡げよ、優生法に地方の声「大阪毎日新聞」第20672号（7面）1940.10.25

おわりに

本稿は、主に1940年8～10月の国民優生法実施準備に関する協議会・講演会に関する新聞記事の整理・検討を通して国民優生法の地方浸透過程の解明作業の一步前進を試みた。解明できた諸点をまとめると、第一に、国民優生法は断種の対象者を約30万人と想定していたこと、第二に、協議会・講演会の報道には消極・積極の幅があり地域差が存在していること、第三に、国民優生法による断種手術数（約五百、表1参照）よりも、それ以前のハンセン病療養所における手術数が「千数百例」と2倍も多く存在し、その手術経験が活用されたこと、第四に、厚生省における国民優生法（優生政策・優生行政）推進の主要人物が確認できたこと（高野六郎予防局長、床次優生課長・青木延春技師など）、第五に、優生政策の地方浸透過程の中心的担い手は道府県衛生課長と大学精神科教授らであること、などである。

今後の課題は、①表2に示した11か所以外の厚生省会場（？）の参加府県の解明、②11か所会場参加者の各県への持ち帰りとその報告・報道の解明、③本稿では確認できなかったが協議会への「盲啞学校長」の参加実態とその盲・聾教育への影響の解明、④本稿の冒頭に記した課題に(3)(6)(7)の解明などである。

究代表・高橋信治九大教授）の共同研究者として「障害者の人権」を分担テーマに参加した5年間の研究成果の一部である。

〈注〉

- 1) 平田（1994）：障害者の人権思想の源流を求めて—近代日本における障害者の人権思想の生成と発展—（山住正己編著『文化と教育をつなぐ』国土社、所収）315～339頁
- 2) 下記の2論文がある。
 - ①平田（2016）「1930年代の地方優生運動と障害者の人権—1931年夏来日のジョンソン博士の優生学講演活動とその影響の検討—」『長崎大学教育学部紀要—教育科学—』第80号,41～48頁,2016年3月。
 - ②平田（2018）「1930年代の地方優生運動と障害者の人権（第2報）—愛知県の検討—」『長崎大学教育学部教育実践研究紀要』第17号,147～154頁,2018年3月。
- 3) 平田（2019）「優生保護法と障害者の人権—1950年代の断種（去勢）問題の検討—」『長崎大学教育学部教育実践研究紀要』第18号,147～155頁,2019年3月。
- 4) 平田（2024）：日本の優生学と障害者の人権—知的障害を中心に—（高野信治研究代表・科研費報告書『障害史へのアプローチ』所収）2024年3月予定
- 5) 平田（2023）国民優生法と障害者の人権（第1報）「鎮西学院大学現代社会学部紀要」第22巻第1号,pp.37～44,2023年12月
- 6) 注2)の②の拙稿参照

（付記）本稿は、日本特別ニーズ教育学会第25回研究大会（2019年10月19～20日、於・長崎大学文教キャンパス）における「ラウンドテーブルⅡ：優生保護法下の障害者への優生手術に関する研究交流（2）」（『日本特別ニーズ教育学会第25回研究大会発表要旨集』19～20頁所収）で話題提供者として報告した内容（配布資料）のうち、戦前の国民優生法の地方浸透過程の報告を大幅に修正・加筆してまとめたもので第1報の続報である。また本研究は、2019～2023年度科学研究費補助金・基盤研究（A）「障害の歴史性に関する学際研究」（研